

議案第 6 3 号

三田市福祉事務所設置条例及び三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市福祉事務所設置条例及び三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 6 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市福祉事務所設置条例及び三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(三田市福祉事務所設置条例の一部改正)

第1条 三田市福祉事務所設置条例(昭和33年三田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 三田市老人等医療費の助成に関する条例(平成4年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第10号中「別表第2に規定する者」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子」に改め、同条第11号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(三田市職員の特殊勤務手当条例の一部改正)

2 三田市職員の特殊勤務手当条例(平成18年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表社会福祉業務手当の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。